

平成31年度 大分県立海洋科学高等学校部活動 活動方針

1 活動目標

- (1) 部活動及び同好会活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、主体的に心身を鍛え充実した生活を築こうとする態度を育てる。
- (3) 生涯学習の一環として楽しみながら競技に取り組み、自らの成長が実感できる資質・能力を育む活動を基盤とする。

2 活動時間及び休養日

(1) 活動時間

- ① 原則として、平日：3時間程度、学校の休業日：4時間程度とする。
- ② できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 平日の練習時間は7時から始業時刻までの間、及び終業時刻から19時までの間とする。
- ④ 週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい。
- ⑤ 大会や合宿等について、原則活動開始及び終了時刻は平日に準ずるものとする。ただし、競技の特性等を考慮し、校長の決裁を受けて活動時間を変更できるものとする。

(2) 休養日

- ① 原則、週当たり2日以上休養日を設け、そのうち1日は週休日（祝日を含む）を休養日とする。
- ② 平日の休養日の変更は同一週内で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- ③ 競技種目の特性や大会・シーズン等により校長が認める場合においても、週に1日及び月に1日以上休養日を完全休養日とする。
- ④ 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替る。
- ⑤ 長期休業中は、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する。

(3) その他

- ① 定期考査中（最終日は除く）及び考査前1週間は、原則として活動中止とする。
- ② 年末年始等の学校閉庁日は、原則として活動中止とする。

3 その他

(1) 安全・安心な活動について

- ① 本校のすべての部活動及び同好会活動は、「県の部活動方針」及び「本校危機管理マニュアル」に従って行う。
参考：大分県の運動部活動の在り方に関する方針（平成30年8月・大分県教育委員会）
参考：大分県の文化部活動の在り方に関する方針（平成31年2月・大分県教育委員会）
- ② 「熱中症予防運動指針」により、警戒レベル以上では必ず顧問又は指導者等の監督下で活動する。特に高温注意情報が発せられた場合は、部活動及び同好会活動の中止を検討する。
参考：(公財)日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

(2) 参加する大会について

学校単位で参加する大会は、以下を基準とする。

- ① 高体連・高文連・全水協の主催、共催、後援する大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

(3) 年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画について

各部・会は年間活動計画により、年間の活動日や休養日及び参加予定大会日程等を明確にし、部員や保護者に情報提供を行う。また、毎月の活動計画についても同様とする。